

令和3年度にかほ市一般廃棄物処理実施計画

1. 基本項目

(1) 本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「にかほ市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、ごみの減量化・資源化の推進により、「循環型社会」の形成を目指す「にかほ市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、本市計画区域内から排出される一般廃棄物の適正処理の確保等、必要な事項について定めるものである。

(2) 計画期間

本計画の期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全体とする。

(4) 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、本市計画区域内から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）であり、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」とする。

2. 一般廃棄物の種類及び排出量見込み

処理主体

分別区分		処理主体	
		収集運搬	処理
可燃	家庭系	市(委託) 排出者	にかほ市環境プラザ ※可燃粗大ごみについては直接搬入で受入れ可
	事業系	許可業者排出者	
不燃	家庭系	市(委託) 、排出者	仁賀保、金浦、象潟一般廃棄物最終処分場
	事業系	許可業者、排出者	にかほ市環境プラザ
資源ごみ	家庭系	市(委託) 、排出者	にかほ市環境プラザ
	事業系	許可業者、排出者	(古紙、ペットボトル、BIN、カン)

1) 搬入先

施設名	対象廃棄物	所在地
にかほ市環境プラザ	燃える・燃えないごみ 可燃・不燃粗大ごみ、 資源ごみ(カン、ペットボトル、 BIN、古紙)	にかほ市金浦字轉町 55
にかほ市環境プラザストックヤード	資源ごみ (BIN、古紙)	にかほ市金浦字背長森 27
象潟一般廃棄物最終処分場	燃えないごみ、不燃粗大ごみ	にかほ市象潟町字横山地内
金浦一般廃棄物最終処分場	燃えないごみ、不燃粗大ごみ	にかほ市前川字兎森 36-1
仁賀保一般廃棄物最終処分場	燃えないごみ、不燃粗大ごみ	にかほ市両前寺字浜中 30-11
本荘由利広域市町村圏組合 し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	秋田県由利本荘市二十六木字鎌田野 33-1

一般廃棄物排出量の実績と見込み

一般廃棄物		
区分	R2 実績(計画)	R3 計画予定量
1.計画処理区域内人口	23,775(25,416) 人	25,200 人
計画処理人口	23,775(25,416) 人	25,200 人
自家処理人口	0(0) 人	0 人
2.ごみ排出量		
(1)年間発生量	8,766(9,277) t	9,197 t
① 可燃	6,482(6,377) t	6,309 t
② 不燃	693 (942) t	941 t
③ 可燃粗大	622(609) t	615 t
④ 資源	969(1,349) t	1,332 t
可燃系	714(1,008) t	994 t
PET	65(69) t	68 t
古紙	647(920) t	907 t
廃食用油	2(19) t	19 t
不燃系	255(341) t	338 t
カン	77(119) t	119 t
ビン	178(222) t	219 t
自家処理	0(0) t	0 t

3. 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

1) 減量化に関する施策

(1) ごみの分別体系及び有料化の検討

ごみ処理施設「にかほ市環境プラザ」において排出処理状況を見ながら、ごみの分別体系の見直しを含め検討を行っていく。併せて排出抑制意識の向上と費用負担の公平性確保のため、家庭系ごみから料金徴収の是非を含め検討を行っていく。また直接搬入ごみも、今後の経過を見て設定料金の検証を行う。

(2) 事業系ごみの排出抑制

許可収集あるいは直接搬入する業者に、受入できるものとできないものの明確な指導の徹底を行う。また、多量排出事業者への排出抑制指導を行っていく。

(3) エコバッグ・買い物かご持参による過剰包装の抑制

住民へのエコバッグや買い物袋、買い物かご持参の呼びかけ、過剰な包装や袋ごみの発生抑制を進めていく。

(4) 環境教育、普及啓発活動の実施

住民に対してごみの排出抑制、再生利用の意識および効果、ごみ排出方法に関する啓発を広報や出前講座等を通じて実施していく。

ごみ処理施設「にかほ市環境プラザ」を公開し、子供から大人まで住民全員が「見て、聞いて、触れて、楽しみながら」ごみ減量化・資源化を自主的にかつ積極的に取り組めるように普及啓発活動を実施していく。

4. 資源化に関する施策

1) リサイクル率の向上

(1) 本市のリサイクル率が秋田県平均や全国平均に達していない状況下にあるが、新ごみ処理施設の稼働によりリサイクル率の向上が見込まれるが、引き続きリサイクル率向上に資する方策の導入可能性を積極的に検討していく。

また、数量が把握されていない資源化品目（店頭回収や助成対象となっていない住民回収等）の数を把握し、潜在的なリサイクル量を計上できるよう努めていく。

(2) 環境教育、普及啓発活動の実施

環境教育等は減量化のみならず資源化率の向上にも寄与するものであることから、1).

(1)について同様の内容を実施していく。

(3) 家庭内生ごみ処理の推進

家庭から排出される厨芥類については、コンポスト容器や電動生ごみ処理機の購入助成を進め、ごみの排出量削減とリサイクル率の向上を促進する。

(4) 住民主体回収の支援・助成

集団回収事業への助成を検討してリサイクル意識の向上を図り、店頭回収についても、告知啓発を含めたバックアップを行う等、住民を主体とした資源回収を促進する。

(5) 小型電気電子機器の回収

使用済小型電気電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、3 庁舎に回収ボックスを設置し、希少金属等の有効資源の活用を図る。

5. 収集運搬計画

収集区分

家庭系

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ				
			カン	ビン	ペットボトル	古紙	水銀含有製品
区分名称	燃えるごみ	燃えないごみ	空きカン	空きビン	ペットボトル	古紙	水銀含有製品
収集品目	生ごみ	金属	飲料カン	ドリンクビン	飲料用	新聞紙	水銀体温計
	プラスチック類	陶磁器	缶詰カン	調味料ビン	酒用	チラシ	水銀温度計
	紙類	ガラス類	菓子カン	酒用ビン	醤油用	雑誌類(事務用紙)	蛍光管
	衣類	電球・蛍光灯	ミルクカン	雑ビン		段ボール類	乾電池
	発泡スチロール	スプレー容器					
	ゴム・皮革類	家電品					
	刈草・落ち葉	ビン類 (資源以外)					
収集頻度	週2回	月1回	月2回	月2回	月2回	週2回	月1回
排出場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
排出形態	燃えるごみ 専用指定袋	燃えないごみ 専用指定袋	リサイクルボックス	資源ごみ 専用指定袋	資源ごみ 専用指定袋	紐で結束	購入時のケース・新聞等で梱包
処理手数料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
収集車両	委託業者 2社9台						
総排出量	6,210 t						

※家庭からごみを出すときは、ハンドブックに従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。

※家庭ごみおよび資源化物は収集日の午前8時までに決められた集積所（ごみステーション）に出すこと。

事業系

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ			
			カン	ビン	ペットボトル	古紙
区分名称	燃えるごみ	燃えないごみ	空きカン	空きビン	ペットボトル	古紙
排出場所	排出者自ら運搬または許可業者が個別収集					
排出形態	燃えるごみ 専用指定袋	燃えないごみ 専用指定袋	リサイクル ボックス	資源ごみ 専用指定袋	資源ごみ 専用指定袋	紐で結束
処理手数料	有料	有料	有料	有料	有料	有料
収集車両	許可業者 10 社					
総積載量	158 t					

※分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。

※町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。

※にかほ市における医療系廃棄物の取扱い

在宅医療により一般家庭から排出される医療廃棄物について、非感染性のものは通常の可燃ごみ、不燃ごみとして市で取り扱う。感染性のものは関係医療機関等で処理するものとして、市で受け入れないものとする。(収集対象物は下記を参照)

●非感染性一般廃棄物

- 可燃ごみ
 - ・紙くず（紙おむつ、ガーゼ、脱脂綿）
 - ・廃プラスチック類（針のついていないチューブ、カテーテル、点滴・蓄尿ビニールバック等）
- 不燃ごみ
 - ・薬の容器（ビン・缶類）
 - ・ガラス製点滴ボトル 等

●感染性一般廃棄物

特別管理一般廃棄物に指定されていることから、感染性廃棄物として医療機関や専門の廃棄物処理業者等が適正に処分しなければならないとする。

(出典：環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」)

6. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

収集する一般廃棄物については、市自らが収集運搬する体制が確立されていないため業者委託により収集業務を行うものとする。

市が収集しない事業系一般廃棄物及び粗大ごみについては、10社の許可業者が存在しており、これらの業者により収集・運搬及び適正処理を行うものとする。

市内業者の区域については、今後市内一円とし、原則としてにかほ市における事業系一般廃棄物および粗大ごみは市内業者を中心に行う。

既存の市外許可業者についてもこれまでの区域の中で営業を行うことができるよう、今後とも営業区域を限定したまま許可を引き続き続けるものとするが、ごみの総排出量に対して既存の業者で十分対応可能であり、新規業者は原則として認めないこととする。